

大阪市立教育委員会規則第 33 号

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(1) 大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長

(2) 学校教育に専門的知識を有する職員

(3) 区担当教育次長

(4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(5) 教育に関し学識経験を有する者

(6) 学校協議会の委員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。

6 調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。

(調査員)

第 6 条 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くものとする。

2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、委員長が任命する。

- 3 調査員は、調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。
- 5 調査員の任期は、任命の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。
- 6 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 関係者又は関係者であった者は、調査審議に関する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 27 年 5 月 26 日一部改正